平成２１年（フ）第１６３３２号
福島県郡山市富田町字上赤沼34―82　横山住宅
債務者　金澤美由紀（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３３３号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2964
債務者　金指　千春（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３３４号
東京都武蔵村山市大南１丁目４―５
債務者　乙幡奈緒子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３４７号
東京都足立区保木間１丁目35―３―401
債務者　相原　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３４８号
埼玉県川口市西川口２丁目１―８―904
債務者　須川みどり
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３５３号
東京都立川市高松町２丁目６―21―901
債務者　塚本　美恵
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３５４号
東京都大田区西蒲田７丁目51―５―603
債務者　上野　道雄
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３６５号
静岡県駿東郡小山町桑木923―808　ダイヤモンドリゾート弐番館601
債務者　城所　真一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３６６号
東京都大田区大森北１丁目17―11―704
債務者　世嘉良ジーナエステリータこと　セカリョウ　ジーナ　エステリータ　メンドーザ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３６７号
東京都板橋区四葉２丁目28―15　シティハイムヒルズ四葉Ⅱ206
債務者　岡田ひろみ（旧姓伊波）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３６８号
茨城県取手市下高井2435―１　コーポＤＳ101
債務者　長谷川勝代（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３６９号
静岡県静岡市駿河区大和２丁目３―37―508
債務者　富川　文明
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３７５号
東京都江戸川区西一之江２丁目17―９―103、住民票上の住所東京都世田谷区粕谷１丁目９―23―310
債務者　山坂　俊子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３７７号
東京都日野市東豊田２丁目９―１―303
債務者　山内　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３７９号
東京都杉並区堀ノ内３丁目16―43
債務者　諸岡　華香（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３８３号
東京都江東区南砂５丁目24―15―606
債務者　秦　　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部